

第 28 回山形家庭裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 30 年 1 月 24 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

第 2 場所

山形家庭裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

（委員） 相澤 哲（委員長），石沢治雄，伊藤正尚，尾原克子，
笹川修一，佐藤秀之，鈴木昭浩，柳谷豊彦，山上 朗，
吉岡あゆみ（敬称略，五十音順）

（列席職員）黒坂事務局長，宮島首席家庭裁判所調査官，蓮潟首席書記官，
増子事務局次長，明珍次席家庭裁判所調査官，藤澤訟廷管理官

（庶務） 高林総務課長，佐藤総務課課長補佐，横山庶務係長

第 4 議事

1 新任委員挨拶（伊藤委員，笹川委員，佐藤委員，柳谷委員，山上委員）

2 議題「面会交流調停について」

- (1) 面会交流調停の現状と課題について（吉岡委員）
- (2) 面会交流調停運営上の工夫について（明珍次席家庭裁判所調査官）
- (3) DVD「子どものための面会交流にむけて」の視聴
- (4) 児童室の見学
- (5) 意見交換

別紙のとおり

3 次回の予定等

- (1) 開催日時
未定（平成 30 年 7 月に開催予定）
- (2) テーマ
未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員, ●説明者(列席職員))

- 面会交流調停の対象となる子どもの年齢分布を知りたい。
- 未成年の子どもが対象となるが、実際の調停では、幼児や小学生が多いという印象である。中学生以上の子どもに対しては、家庭裁判所調査官が子どもの意思を確認して進めることが多い。
- 山形県内の特徴として、面会交流調停の成立率が低く、取下率が高いという説明があったが、取下後に、再度の面会交流調停、夫婦関係調整調停及び人事訴訟などの申立てがされる場合があるのか。
- 統計数値はないが、再度の面会交流調停が申し立てられることは時々ある。この中には、一旦合意した調停内容を変更したいという内容のものもある。
- 取り下げられた面会交流調停事件の記録は、どうなるのか。
- 面会交流調停事件の記録は、取下げから5年間保存している。
- 子どもが成人であっても、知的障害などにより、意思表示ができない場合があるが、その場合に家庭裁判所で面会交流調停を行うことは可能なのか。
- その事例であれば、家庭裁判所において親族間の紛争調整調停を行うことが考えられる。しかし、面会交流調停とは異なり、話し合いが不調の場合に家庭裁判所が審判を行うことができず、調停不成立となる。
- 面会交流調停の結果が出るまで時間を要すると思われるが、その間、裁判所は子どもの心情面等についてフォローを行っているのか。
- 家庭裁判所調査官が子どもの意見を聞いたり、心情を確認している。その際には、子どもの心情を害さないよう配慮して接するように心掛けている。子どもの意見や心情を調停委員会に伝え、調停の進行に反映している。

- 審判がされた場合，どの程度が任意に履行されているのか。
- 裁判所は，審判後に履行勧告や再度の面会交流調停の申立てがされたときにしか審判内容が履行されていないことを把握できない。そのような申立ては多くないという印象である。
- 面会交流は，子どもの福祉のための制度であるということが理解できていない親がいるのだと感じる。子どもの福祉を一番に考えることが必要だと思う。
- 夫婦の離婚後，子どもの監護を行っている側の親が再婚した場合，監護を行っていない側の親から面会交流調停を申し立てることはできるのか。
- 申し立てをすることは，可能である。

以 上